

平成15年 6月 5日

15新福管第 445号

福祉部長 決定

新宿区次世代育成支援計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するために区が策定する行動計画「新宿区次世代育成支援計画」(以下「計画」という。)について、区民及び専門家等の意見を広く反映させることを目的として、新宿区次世代育成支援計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 計画について意見を述べること。
- (2) 計画の策定に関する必要な事項を検討し、その結果を区長に報告すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 公募区民 | 2人以内 |
| (3) 児童福祉に関する活動を行うもの | 2人以内 |
| (4) 区内児童関係団体代表者 | 4人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から平成17年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選とし、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、座長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉部副参事(少子化対策計画担当)が担当する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。ただし、座長が公開することを不相当と認めるときはこの限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。